

## 第118回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年12月11日（金）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年12月11日（金）午後1時47分
- 3 閉会の日時 令和2年12月11日（金）午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名    出席 16名    欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	欠席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫	参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
副主査 佐藤 智保子	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 転用事業計画変更承認申請について
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有者の移転）
  - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 委員研修の実施について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5 番：浦上 和己      1 3 番：小林 弘幸

1 0 議事の内容

**議 長** みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会  
第 1 1 8 回総会を開会します。(あいさつ)

**議 長** 議事録署名委員を指名します。5 番 浦上 和己 委員、  
1 3 番 小林 弘幸 委員 にお願ひします。

**議 長** 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

**議 長** それでは審議に入ります。第 1 号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等(1)農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に  
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひし  
ます。

奥山係長 1 ページ 1 番、受人は中区中井四丁目に居住し、世帯で約 3 4 アールの農地  
を耕作する農業者ですが、受贈により檜津の田を所有権移転しようとするもの  
です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をす  
べて満たしていると考えます。

2 番、受人は一宮に居住し、世帯で約 4 3 アールの農地を耕作する農業者で  
すが、借入地の取得及び増反により一宮の畑を所有権移転しようとするもの  
です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をす  
べて満たしていると考えます。

3 番 4 番は、受人が同一で同時申請ですので併せて説明します。受人は、野  
殿東町に居住し、世帯で約 3 3 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反に  
より野殿東町及び野殿西町の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係  
等、問題がないこと、下限面積 2 0 アールを超えていることから許可要件をす  
べて満たしていると考えます。

5番6番は、同じ地区での農地の交換で同時申請ですので併せて説明します。受人はどちらも横尾に居住し、それぞれの世帯で約1.2ヘクタール及び約38アールの農地を耕作する農業者ですが、耕作利便のため、それぞれが所有する5番と6番の横尾の農地を交換しようとするものです。

いずれの受人も取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は富田に居住し、約81アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により菅野の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、9番は同じ地区での農地の交換で同時申請ですので併せて説明します。受人はどちらも高松に居住し、それぞれの世帯で約44アール及び約30アールの農地を耕作する農業者ですが、耕作利便のため、それぞれが所有する8番と9番の高松の農地を交換しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないと考えます。下限面積につきましては、9番の受人の耕作面積は交換後、下限面積30アールを下回りますが、下限面積を上回る8番の受人の自宅前の農地で耕作利便につながることから、農地法施行令第2条第3項第2号により許可が可能と判断されます。よって許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は下足守に居住し、世帯で約53アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は平野に居住し、世帯で約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は津寺に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、8番から12番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 13番、受人は中区中納言町に居住し、世帯で約31アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津草生の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は御津中畑に居住し、世帯で約96アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津中畑の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町土師方に居住し、世帯で約65アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町土師方の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、13番から15番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 16番、受人は古新田に居住し、世帯で約53アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は妹尾に居住し、世帯で約73アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は平成30年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、約64アールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は宮浦に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は倉敷市北浜町に居住し、世帯で約27アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は奥迫川に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は北七区に居住し、世帯で約3.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で16番から22番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区22番までの22件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議長** それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4 ページ 1 番、転用目的は農家住宅です。申請人は新庄上に居住する農業者です。申請人の現住居が老朽化し建て替えを計画しましたが、宅地への進入路が狭く大変不便なため、前面道路が広く、農業用倉庫等の敷地に隣接し一体利用ができる自己所有の申請地を転用し、農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は取り壊すとのことです。

農地区分は、農地の広がりがある 10ヘクタール以上の 1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、申請地は宅地に隣接する自己所有の農地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。**

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。**

全員 異議なし。

**議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。**

奥山係長 2番、令和2年10月31日付で一旦、取下げとなった案件です。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。協議会で協議した結果、①「営農計画書」に記載されている地域の平均的な単収及びその単収に対して8割以上の収量を確保することについての記述や根拠が示されていないこと、②パネル下の植栽計画（植栽位置・株数等）が示されておらず、「知見を有する意見書」に記載されている関連データとの整合性について検討ができないこと、③「営農計画書」に記載されている地域の平均的な単収が栃木県鹿沼市のものであるにもかかわらず、「知見を有する者の意見書」の地勢データに高知県宿毛市のデータが記載されており、自然条件における本市との類似性について比較検討ができないこと、以上の三点について疑義が残っており、これらの追加・修正を待った上で、来月の協議会で結論を出すことが適当であるとして、保留意見となりました。

**議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。**

信定委員 御津・建部地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 3番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は藤田に居住し、世帯で約17ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、耕作面積が増加し農業用倉庫が手狭になったため、既存倉庫に隣接する申請地に農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は農家住宅です。申請人は西高崎に居住し、世帯で約25アールの農地を耕作する農業者で、現在は自己所有の農家住宅に家族5人で居住しています。この度、長男が結婚し今後も同居することになったため、住居が手狭になり、また、母が住み慣れた住居に引き続き居住することを希望したため、現住居を長男に譲り、申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には母と長男が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、3番4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）については、北・吉備地区1番から南区4番までの4件の内、御津・建部地区2番は保留、その他3件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。



議長        それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長        5 ページ 1 番、令和 2 年 1 0 月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和 4 4 年に設立され、北区青江二丁目に本店を置き、建設機械リース業を主な事業とする法人です。当該法人は申請地の北側隣地に露天駐車場を確保していますが、従業員及び来客者の安全確保のため、普通自動車用と建設機械用の駐車場を分けするため、申請地の所有権を移転し、建設機械用の露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、インターチェンジから 3 0 0 メートル以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番から 7 番については、同じ地域で同時申請ですので併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

2 番、申請人は今保の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫の勤務先及び妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 番、申請人は北区平野の公営住宅に家族 5 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4 番、申請人は大安寺中町の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5 番、申請人は倉敷市中庄団地の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、通勤や帰省に便利で、妻の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6 番、申請人は北長瀬本町の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先及び実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7 番、申請人は大安寺中町の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、通勤に便利で、また、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするもので

す。

農地区分は、いずれも農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は西辛川の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から15番については、同じ地域で同時申請ですので併せて説明します。いずれも令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

9番、申請人は津山市の借家に夫婦2人で居住していますが、出産予定があり家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は横井上の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は御津国ヶ原の持家に家族3人で居住していますが、平成30年西日本豪雨により大規模な被害を受けたため、別世帯の子どもの住居地や申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却の予定です。

12番、申請人は中区原尾島四丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、義理の兄宅や妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は横井上の妻の実家に妻と子ども2人、妻の両親の6人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、妻の両親が引き続き居住します。

14番、申請人は庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、また、妻の実家に帰省する際に便利な申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は花尻あかね町の借家に家族4人で居住していますが、家財

道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも、インターチェンジ入口から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。申請人は今一丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、昭和60年に設立され、中区乙多見に本店を置き、建築工事を主な事業とする法人の代表取締役を務めています。当該法人は申請地の北側隣地に既存の露天駐車場を確保していますが、事業拡大により新たに導入するクレーン車5台の駐車スペースを確保するため、申請地の所有権を移転し、貸露天駐車場として転用しようとするものです。転用後、申請人と法人の間で賃貸借契約を締結するとのことでした。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から17番までの17件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 18番、転用目的は自己住宅です。申請人は北長瀬本町の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、夫婦とも通勤に便利

となる申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。申請人は東花尻の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、現居所の近隣で、また実家からも近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ20番、令和2年12月2日付で取下げになりました。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、取下げの20番を除く、18番と19番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 21番、前回、保留とした案件で、転用目的は自己住宅です。先月は、許可前に申請地の一部を道路の形状に事前着工していたため、保留となりましたが、その後弁明書の提出がありました。申請人は、御津鹿瀬の社員寮に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらず、通勤にも便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、一時転用申請で転用目的は作業用地です。申請人は、昭和37年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、電気工事の設計施工を主な事業としています。申請地の隣接地に設置されている鉄塔の送電線工事を行うため、申請地に賃借権を設定し、作業用地として一時転用しようとするものです。一時転

用期間は、許可日から令和3年3月13日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は自己住宅です。申請人は建部町中田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地と判断され、自己住宅を目的とした転用は、農地転用許可基準上の立地基準を満たしたおらず、許可することができません。立地基準では、優良農地確保の観点から市街地に隣接した農地や生産性の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、申請地が10ヘクタール以上の広がりがある集団農地の中にある場合は、農家住宅や分家住宅等例外の要件に該当するもの以外は、代替性の説明がつかず許可ができないとなっています。また、一般基準上においても、申請書に記載されたカーポート45.10㎡について利用計画図には駐車スペースと記載されており、駐車スペースが露天施設であるのか否かが判断できず、露天駐車場とすると本市が定めている建ぺい率が22%以上という基準を満たしていないこと、また、資金調達計画において申請書に記載されている自己資金150万円の根拠資料の添付がないこと、さらに、土地改良区の意見書が添付されていないことから、一般基準も満たしていません。以上の理由から、協議会では不許可意見となりました。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、21番から23番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、23番は不許可意見、その他2件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 24番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は北長瀬本町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居

が手狭になったため、実家に近く両親の面倒を看ることや農業を手伝うのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は平田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く子育ての協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番と30番は、関連があり同時申請ですので併せて説明します。受人が同一で転用目的を露天資材置場・露天駐車場として一体利用するものです。申請人は平成6年に設立され、南区宮浦に本店を置き、建設業を主な事業としています。事業拡大により資材置場及び駐車場が不足しているため、30番は既存露天資材置場の隣接地である申請地に賃借権を設定し、露天資材置場・露天駐車場を敷地拡張し一時転用許可を受け使用中です。今後も継続して使用するため永久転用しようとするものです。また、26番では既存及び一時転用中の資材置場・駐車場では面積が不足しているため、永久目的の一時転用申請で更に敷地拡張しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は昭和49年に設立され、南区箕島に本店を置き、配送業を主な事業としています。業務増加により駐車場が不足しているため、本社に近く便利な申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、29番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。令和

2年10月農振除外済みの案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

28番、申請人は藤田の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近くお互いに協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は福成の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が変わらず、勤務先にも近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は自己住宅です。申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、24番から31番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区31番までの内、北・吉備地区20番は取下げ、御津・建部地区23番は不許可、その他29件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、南区26番と30番は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、12月18日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9ページ1番、令和元年12月13日付で太陽光発電設備を目的として、農地法第4条転用許可となった案件で、変更内容は転用面積の減少となります。当初の申請内容は、申請地全体の転用計画でしたが、申請地の一部に設置されている畑用灌漑設備を残存させることとしたため、当該面積部分を転用面積から除外することにしたものです。変更内容は転用面積の減少のみで、その他の変更はありません。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定、所有権の移転についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 10ページ1番、11ページ1番2番の3件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。

計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会ではいずれも原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。



議長 それでは、申請等（５）については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １２ページ中・中央地区１番から１５ページ南区１３番までの１３件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は１番が有り、その他はありません。あっせん希望有りのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の１３件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１６ページ１番から４番までの４件です。転用目的は、共同住宅１件、集合住宅１件、自己住宅１件、露天駐車場１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１７ページ１番から８番までの８件です。転用目的は、露天駐車場１件、墓地用地１件、露天資材置場２件、拡幅敷地１件、通路拡幅敷地１件、分譲住宅地１件、宅地通路１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１８ページ１番から７番までの７件で、解約理由は、６番が転用目的、その他は耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１９ページ１番から７番までの７件で、内容は、農業用倉庫等６件、農業用通路１件です。

最後に、報告（５）農地改良届については、２０ページ１番から６番までの６件で、内容は、果樹園２件、普通野菜畑４件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、  
第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (第2号議案について説明)

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありま  
すか。

事務局 次回総会予定(1月18日(月) 岡山市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう  
ございました。

閉会 午後2時55分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員